

学校運営協議会委員の報酬額の設定について

(答申)

令和6年1月17日付、国行職発第87号で貴職から諮問がありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

令和6年2月6日

国立市長 永見理夫 殿

国立市特別職職員報酬等審議会

会 長 只 野 雅 人

会長職務代理者 喜 連 元 昭

委 員 池 田 由 雄

大 西 淳 一

木 島 香 織

喜 連 元 昭

佐 伯 雅 宏

田 代 正 人

野 中 英 美

学校運営協議会委員の報酬額の設定について

答 申

令和6年2月

国立市特別職職員報酬等審議会

目 次

1. 審議の経過	2
2. 主な審議資料	2
3. 審議の内容	3
(1) 国立市における学校運営協議会委員の役割	
(2) 報酬額の根拠及び妥当性	
4. 結論	4
5. 答申額	4
6. 改定時期	4
7. 附帯意見	4

1 審議の経過

国立市では、学校が地域住民等と学校の目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進するため、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を新設し、協議会委員を新たな非常勤特別職として設置することとなった。

設置に伴い令和6年1月17日付で、市長からその報酬額の設定についての諮問を受けた。これを受けて、本審議会では、2に記載の資料を踏まえ、以下の①～②に重点を置いて諮問額が適切かどうか検討した。

- ① 国立市における学校運営協議会委員の役割
- ② 報酬額案の根拠及び妥当性

2 主な審議資料

学校運営協議会委員の報酬額の設定についての審議にあたっては、事務局より以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

- ① 国立市コミュニティ・スクールの設置について（案）
- ② 各市の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の報酬等の状況（令和5年12月25日現在）
- ③ 国立市のコミュニティ・スクール（案）

3 審議の内容

(1) 国立市における学校運営協議会委員の役割

今回諮問の非常勤特別職は新設であることから、第一に当該職の設置趣旨を確認した。

市では、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の基本理念であるソーシャル・インクルージョンの考え方にに基づき、しょうがいのある子どもや外国にルーツのある子ども、家庭環境や生活上の課題を抱える子ども等を含めた全ての子どもが、共に学び合う中で互いの多様性を認め支え合う教育活動の推進に取り組んでいる。そのような中、市が導入を予定する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の制度は、保護者、地域住民等の学校運営への参加や、保護者、地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間で信頼関係を深め、学校運営の改善や児童・生徒の健全育成に取り組む「地域とともにある学校」を目指したものであり、今回の職は、このために設置されるものであることを確認した。

協議会は市内公立小中学校全11校にそれぞれ設置され、各校の協議会委員は10名以内で任命される。

協議会委員の役割・権限としては、学校運営に関する基本的な方針の承認、学校運営に対する評価、教員の任用や学校運営等に関する意見の申し出、さらに地域住民等の理解、協力、参画等の促進であるとのことであった。また、年間の活動回数は、6回程度の想定であることも確認した。

以上の内容から、市が学校運営協議会を設置する意義は大きく、また想定している役割も重要なものであると評価した。

(2) 報酬額の根拠及び妥当性

他市における協議会は、市の実情に応じて会議の回数も異なり、それによって報酬額も設定されているが、標準的な活動内容としては、共通していることを確認した。

学校運営協議会委員の報酬の諮問額については、東京都26市中、既に協議会を導入している23市の中央値をとっており、諮問額は中位相当の金額である。

国立市においては、多くの市と同様に、まずは標準的な活動内容で開始し、その後、活動の幅に広がりが見られた際には、改めて報酬額の妥当性について見直しを検討するという考えである。市によっては会議の頻度も多く、報酬額も比例して高く設定されているが、市の報酬額については、想定される活動及び回数が近似している市との比較の観点からも適切であると判断した。

4 結論

審議の結果、学校運営協議会委員の役割は、地域とともにある学校を目指す上で、大きな意義があるものと認識した。

その報酬額の設定においては、標準的な活動内容に基づき導入されている他市の額の中央値をとり、その中位相当の金額としたことは妥当であると考えられる。

そのため、本審議会としては、学校運営協議会の報酬額は、諮問額のとおりとすることが適切と判断したものである。

5 答申額

職 名	答 申 額	備考
学校運営協議会委員	12,000円	年額

6 改定時期

学校運営協議会の報酬の設定については、令和6年4月1日から実施することが望ましい。

7 附帯意見

学校運営協議会委員については、新設の職であり、役割・権限も多岐に渡っている。今後、運用していく中で、役割・権限に基づいた具体的な活動内容が徐々に確立し、また変化していくことも考えられる。については、一定程度の期間経過後に、運用やあり方を検証し、その検証を踏まえ、必要に応じて報酬額についても見直しを検討することが望ましいと考えるため、その旨、意見する。

以上